

## 船舶事故調査報告書

令和7年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	作業員負傷
発生日時	令和6年1月15日 11時15分ごろ
発生場所	愛媛県今治市怪島北西方沖 怪島二等三角点から真方位319°1,620m付近 (概位 北緯34°05.0′ 東経132°52.2′)
事故の概要	貨物船第六白藤丸は、停泊中の大型原油タンカーからの離船作業中、作業員が落下してきた係船索に当たり負傷した。
事故調査の経過	令和6年4月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第六白藤丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	281-40304 愛媛、株式会社小松商店（A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 作業員A 作業員B 作業員C
負傷者	軽傷 1人（作業員B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、作業員A及び作業員Bを乗せ、怪島北西方沖に停泊中の大型原油タンカー（以下「タンカー」という。）に資材を搬入するため、同タンカーの左舷側に本船の右舷側を接舷し、係船索を船首と船尾から1本ずつタンカーの甲板上の係船用ビットにとって係留した。</p> <p>その後、積卸作業の進捗に伴って船尾の係留索は解かれ、本船は、船首からの係留索1本でタンカーに係留されていた。</p> <p>船長、作業員A及び作業員Bは、本船の資材等を積み込んでおく船倉（以下「船倉」という。）内で資材の積卸作業を行い、同作業が終了したので、離船作業に取り掛かり、船長が操舵室に、作業員Aが船首部右舷の係船用ビット付近で配置につき、作業員Bは、船倉内の中央部の左舷側で作業時の養生に使用していた汚れ防止用シートの片付けを行っていた。（図1参照）</p>

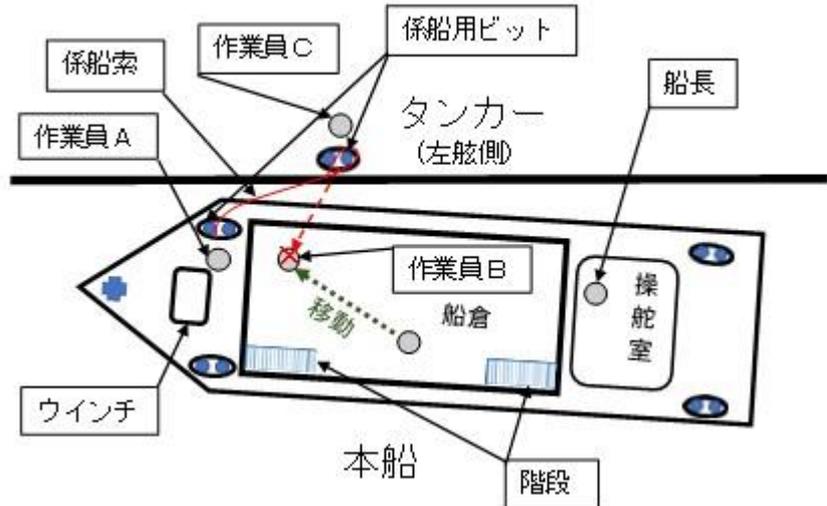


図1 離船作業時の配置

タンカー上で作業していた作業員Cは、同船の左舷中央部の係船用ビットに掛けられていた本船の係船索（長さ約25m、直径約30mm、乾燥重量約14kg、合成繊維製ロープ）（以下「本件係船索」という。）を放す準備に取り掛かった。

船長は、本船に本件係船索を落下させても安全であることを確認した後で、作業員Aと作業員Cに本件係船索を放すよう指示するつもりであった。

作業員Aは、作業の進捗状況から、ほどなくタンカーから離船すると思い、作業員Cに本件係船索を放すように指示した。

作業員Aは、これまで、船長から指示される前に今までの経験から次に出される指示が予想でき、船長の指示を待たずに作業を進めたことがあった。

作業員Aは、作業員Bが船倉内の中央部左舷側付近にいたので、本件係船索が作業員Bに当たることはないと思い、本件係船索を落下させることを作業員Bに伝えなかった。

作業員Cは、本件係船索を放すよう指示を受けた直後、本船の状況を確認したところ、本件係船索が落下する場所付近に人がいなかったため、本件係船索をタンカーの係船用ビットから外し本件係船索を放した。

作業員Bは、腰をかがめた姿勢で汚れ防止用シートの片付けを行いながら、船倉内の船首部右舷側に移動したとき、落下してきた本件係船索が、ヘルメットのひさしの部分を直撃し、その場に倒れこんだ。

操舵室にいた船長は、本件係船索が落下してきて作業員Bに当たるのを認めた。

船長及び作業員Aが作業員Bの状態を確認したところ、作業員Bは、意識があり、頭と首が痛む旨を話すことはできたが、ヘルメット

	<p>のひさしが割れ、額に裂創を認めた。</p> <p>船長はA社に無線で本事故の発生を連絡し、本船は今治市菊間港<sup>きくま</sup>に向けて帰航を開始した。</p> <p>A社担当者が連絡した関係者は、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>作業員Bは、菊間港に帰航後、A社が手配した車で、今治市の病院に搬送され、頸椎捻挫<sup>けい</sup>、顔面裂創等と診断された。</p> <p>船倉から、上方のタンカーの左舷中央部係船用ビットまでの高さは約17mであった。</p> <p>船長、作業員A、作業員B及び作業員Cはヘルメット、救命胴衣、作業着、作業手袋等を着用していた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、離船作業中、作業員Aが、作業員Bに本件係船索が落下してくることを伝えないまま、船長からの本件係船索を放す指示を待たずに、作業員Cに本件係船索を放す指示を出したことから、作業員Cが本件係船索を放す前に本船の状況を確認せず、本件係船索を放して、船倉内の船首部右舷側に移動した作業員Bが落下してくる本件係船索に気付かず、本件係船索が頭部に当たり負傷したものと考えられる。</p> <p>作業員Aは、これまで、船長から指示される前に今までの経験から次に出される指示が予想でき、船長の指示を待たずに離船作業等を進めたことがあり問題がなかったため、作業員Cに本件係船索を放す指示を出したものと考えられる。また、作業員Bが船倉内の中央部左舷側付近におり、本件係船索が、作業員Bに当たることはないと思ったことから、作業員Bに本件係船索の落下を伝えなかったものと考えられる。</p> <p>作業員Cは、作業員Aから本件係船索を放すよう指示を受けた直後、作業員Bの位置を確認して問題はないと思ったことから、本件係船索を緩めたり、係船用ビットから外して本件係船索を放す直前に、再度作業員Bの位置を確認したりしなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が離船作業中、作業員Aが、作業員Bに本件係船索が落下してくることを伝えないまま、船長からの本件係船索を放す指示を待たずに、作業員Cに本件係船索を放す指示を出したため、作業員Cが本船の状況を確認せず本件係船索を放して、船倉内の船首部右舷側に移動した作業員Bが落下してくる本件係船索に気付かず、本件係船索が頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船上で作業を行う者は、事前に作業打合せを行い、作業手順等を確認するとともに、作業中は、関係者間で意思の疎通、情報の共</li> </ul>

有等を行うこと。

- ・係船索等を他船に落下させる作業を行う者は、係船索等を落下させる直前に他船の状況を見て、安全を確認してから落下させること。
- ・係船索等が落下してくる船舶等の船長、作業責任者は、乗組員に係船索等が落下してくることを伝え、乗組員に注意を促すこと。

付図1 事故発生場所概略図

